

Client Alert

15 September 2022

中国 — 個人情報の域外移転に関する規制の整備

セキュリティ評価規則の施行並びに中国版 SCC 案及び SCC 規制案の公表

目次

セキュリティ評価規則の概要

1. 域外移転セキュリティ評価の実施を必要とする場面・閾値
2. 域外移転セキュリティ評価のための必要書類
3. 域外移転セキュリティ評価の手続・所要期間
4. 域外移転セキュリティ評価における CAC による考慮事項
5. 域外移転セキュリティ評価結果の有効期間・要件違反の場合の措置
6. セキュリティ評価規則の実施にあたり多国籍企業に推奨される対応

中国版 SCC 及び SCC 規制案の概要

1. 中国版 SCC の適用対象及び使用条件
2. 中国版 SCC の構造及び主要な条項
3. 届出義務及び DPIA
4. GDPR 上の SCC ("EU 版 SCC") との簡単な比較

今後の動向

要約

2021 年 11 月 1 日、中国個人情報保護法（Personal Information Protection Law of China）（以下「PIPL」）が施行され、個人情報を中国国外に移転する場合（以下「域外移転」）の要件が明らかにされた。特に、PIPL 上、個人情報の域外移転の際には、(i) サイバー空間管理局（Cyberspace Administration of China）（以下「CAC」）によるセキュリティ評価を受けること、(ii) 個人情報の保護について、CAC の規則に従って、専門組織からの認証を取得すること、(iii) 両当事者の権利及び義務を規定する、CAC により規定された標準契約条項をもとにした契約を海外の受領者との間で締結すること、(iv) その他の法令や規則、CAC が定めた規則に規定された要件を満たすことの 4 つの措置のうち、いずれかの措置をとることが必要とされている。

これらの措置のうち、CAC によるセキュリティ評価について、2022 年 7 月 7 日に、データの国外移転のためのセキュリティ評価の方法の規則に関する最終案（以下「セキュリティ評価規則」）が公表され、同年 9 月 1 日に施行された。事業者には、セキュリティ評価規則を遵守するため、6 か月間の猶予期間が与えられている。

また、標準契約条項に関しては、2022 年 6 月 30 日、CAC が、個人情報の国際移転に関する標準契約に関する規制のドラフト（以下「SCC 規制案」）及び標準契約条項案（以下「中国版 SCC」）を公表し、パブリックコメントに付した。当該パブリックコメントの期間は同年 7 月 29 日に終了し、現在、CAC による最終化が進められている。

その他、個人情報の国際的処理のセキュリティ認証に関する技術仕様（以下「認証仕様」）。なお、当該仕様は、法令としての効力を有さない）についても公表がされている。これらの規制の公表により、PIPL の公布から 1 年間の間で、PIPL に従った個人情報の域外移転に関する法的メカニズムの詳細一式が公表されたことになった。

本クライアントアラートでは、上記のうち、セキュリティ評価規則並びに中国版 SCC 及び SCC 規制案を概説する。

本アラートに関する
お問い合わせ先



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com



高橋 彩
アソシエイト
03 6271 9522
Aya.Takahashi@bakermckenzie.com



比嘉 隼人
アソシエイト
03 6271 9519
Hayato.Higa@bakermckenzie.com

セキュリティ評価規則の概要

1. 域外移転セキュリティ評価の実施が必要となる場面・閾値

中国国外への個人情報の域外移転の際に CAC によるセキュリティ評価を経ることが必要となる場面として、セキュリティ評価規則第 4 条は、次の各号のいずれかに該当する場合を規定している。

- 国外への「重要データ」の提供があること
- 重要情報インフラ事業者（以下「CIIO」）による域外移転であること、又は 100 万人以上の個人情報を処理する個人情報処理者（PIPL 上で定義された語で、EU 一般データ保護規則（GDPR）上の「データ管理者」と類似する語）による国外への個人情報の提供であること
- 前暦年の 1 月 1 日から、個人情報処理者が、中国に居住している 10 万人以上の個人の個人情報を外国に提供していること、又は、前暦年の 1 月 1 日から、個人情報処理者が、中国に居住している 1 万人以上の個人のセンシティブ個人情報を海外に提供していること
- CAC が外国へのデータ提供のためのセキュリティ評価の申請を要求するその他の状況があること

CAC は、セキュリティ評価規則に関する Q&A において、中国国内で保存された個人情報や重要データへの海外からのリモートアクセスもデータの海外への移転に該当することを明らかにしており、注目に値する。また、重要データの移転については、定量的な閾値がないことにも留意が必要である。

「重要データ」とは、「許可なく変更され、破棄され、漏えいし、違法に入手され、又は違法に使用された場合に、国家の安全保障、経済活動、公衆衛生及び安全等を危うくするおそれのあるデータ」を指すと規定されている。この重要データの定義は、様々な規制案や国家規格案（例えばサイバーデータセキュリティに関する指針案）において想定されている重要データの定義に概ね沿ったものと考えられるものの、より一般的な内容となっているため、企業は、自己のデータ処理に関連する重要データの範囲や、海外移転の際のセキュリティ評価の適用の有無などを判断するために、上記の規制案や国家規格案の最終版や、特定の業種向けに適用される法令等での言及を注視する必要がある。

また、中国国外に所在する企業で、中国に居住する個人の個人情報を、国境を越えて直接収集・処理し、PIPL 第 3.2 条に基づく PIPL の域外適用の対象となる場合、セキュリティ評価規則が適用されるかという点が、本規則案の公表以来、関心を集めている点の一つである。セキュリティ評価規則からはこの点に対する明確な答えは明らかではないものの、中国に所在する法人を介在することなく、直接に中国国外から個人情報を取得しているようなケースでは、今回のセキュリティ評価規則の対象ではないととらえる余地もある。いずれにしても、CAC による更なる明確化が待たれる。

2. 域外移転セキュリティ評価のための必要書類

セキュリティ評価規則においては、域外移転セキュリティ評価を申請するために、データ輸出者は以下の文書を提出する必要がある。

- 申請書
- データの域外移転のリスクの概要を示した域外移転セキュリティ自己評価報告書
- データ移転者と海外の受領者との間で締結する法的文書（以下「**法的文書**」）
- CACがセキュリティ評価のために必要とするその他の文書

このうちセキュリティ自己評価報告書については、セキュリティ評価規則第5条において、以下の点を重点的な確認の対象とすることとされている。

- 海外へのデータの譲渡及び海外の受領者によるデータの処理の目的、範囲及び方法等の合法性、妥当性及び必要性
- 国外に提供されるデータの規模、範囲、種類及び機密性、並びに国の安全、公益及び個人又は団体の正当な権利利益に影響を及ぼす可能性のあるデータの国外への移転のリスク
- 海外の受領者が負担する責任及び義務並びに当該責任及び義務の履行に関する受領者の管理、技術的措置及び能力等が国境を越えたデータ移転の安全を確保することができるか否か
- 国境を越えた移転の期間中及びその後において、データが不正な改ざん、損傷、漏えい、損失、流用、不正取得又は不正利用等にさらされるおそれ並びに個人が自己の権利及び利益を保護することのできる手段に容易にアクセスすることができるか否か
- データ移転者と海外の受領者との間で締結する法的文書が、データセキュリティ保護に関する責任及び義務を適切に規定しているか
- 域外移転のセキュリティに影響を及ぼす可能性のあるその他の事項

GDPRにおけるデータ移転影響評価と類似するこのセキュリティ自己評価は、PIPLによって要求される個人情報影響評価の対象事項よりも広い事項を対象としている。また、セキュリティ自己評価においては、必然的に、海外の受領者からの情報提供の協力とインプットが必要になるため、時間のかかるプロセスとなり得ることに留意が必要である。

データ輸出者と海外の受領者との間で締結する法的文書については、セキュリティ評価規則上で特定のテンプレート又は標準条項が指定されているわけではない。その代わりに、セキュリティ評価規則第9条は、法的文書には少なくとも次の事項が含まれるべきである旨規定している。

- 海外におけるデータの提供の目的及び方法、譲渡するデータの範囲並び

に海外の受領者による当該データの処理の目的、方法等

- 中国国外でのデータの保存場所及び保存期間、並びに保存期間満了後、合意された目的が達成された場合、又は法律文書が満了した場合のデータの取り扱い方法
- 海外の受領者による他の組織又は個人へのデータの再移転に関する定め
- 一定の場合（例えば、支配権の変更、法律の変更等）に、海外の受領者が講ずべき安全対策
- データセキュリティ保護義務違反の場合の是正措置及び責任、並びに紛争解決方法
- データ漏えい事故への対処及びデータ主体の権利保護を確保するメカニズム

これらの義務規定の多くは、中国版 SCC のドラフトに規定されたものと類似しているため、データ輸出者と海外の受領者は、法的文書として中国版 SCC を採用することを選択しうられるようにも思われる。しかし、中国版 SCC のドラフトとは異なり、セキュリティ評価規則は、法的文書がデータ輸出者から海外の受領者への域外移転を規律する唯一の文書でなければならないことまでは要求していない。これは、多国籍企業が、グループ内のデータ移転契約に中国での取り扱いに関する補足的な契約を付したものの、又は既存の拘束的企業準則（BCR）に中国に関する補足条項を付したものをを用いて、域外移転セキュリティ評価に申請するという選択を採りうることを示唆している。なお、CAC は、「セキュリティ評価のために必要とするその他の文書」の提出を求める裁量権を有することから、データ輸出者は、海外の受領者との間で締結する法的文書の中で別の書類を参照する際には、その点に留意し、CAC の要求による当該別の書類の CAC への提出に備えておく必要がある。

また、セキュリティ評価規則の施行に伴い、更なる明確化が期待される点として、（a）セキュリティ評価の申請は、特定の事業活動や事業目的又は海外の受領者について提出することができるのか、又は、一回のセキュリティ評価の申請において、域外移転を伴う活動の全てをカバーしなければならないのか、（b）海外の受領者とみなされるのは誰か（海外受領者は、移転されるデータを直接受領する海外の当事者でなければならないか、あるいは、様々な海外のベンダー及びソリューションプロバイダーを関与させる海外の親会社又は関連会社を海外の受領者として指定することができるのか等）といった点がある。

3. 域外移転セキュリティ評価の手続・所要期間

域外移転セキュリティ評価の手続として、データ輸出者は、CAC の各地域事務所へ申請を行うこととなる。CAC の各地域事務所は、提出された申請資料の不備の有無を確認したうえで、中央の CAC に回付して、実質的な審査を行う。中央の CAC は、申請を受理するか否かを決定の上、申請を正式に受理した場合には、受理日から 45 営業日以内に決定することと定められている（ただし、事案が複雑な場合にはその処理期間が延長されうる旨も併せて定められている）。

域外移転セキュリティ評価の結果について不服がある場合には、セキュリティ評価の結果を受領後 15 営業日以内に、中央の CAC に再評価を申請することができる。なお、セキュリティ評価規則によれば、再評価の結果が当該申請に対する確定的な判断となる。

セキュリティ評価のプロセス全体に係る所要期間としては、疑義などのないケースであっても、少なくとも 57 営業日（約 3 か月）であることが想定されている。申請内容が複雑である等の理由により、CAC によって延長が必要とみなされる場合には、所要期間がより延長される可能性がある点に留意が必要である。

4. 域外移転セキュリティ評価における CAC による考慮事項

セキュリティ評価規則では、CAC が同規則に基づくセキュリティ評価を実施するに当たり、(a) データの域外移転に係る活動が適法、適切かつ必要であるか否か、及び (b) データの域外移転に係る活動が国家安全保障、公共の利益並びに個人及び組織の適法な権利及び利益にリスクをもたらすか否かという観点から、次の事項を含む審査を行うと定められている（規則第 8 条）。

- 域外移転の目的、範囲及び方法の合法性、正当性及び必要性
- データセキュリティの保護に関する政策、法規制、受領者の所在する国のサイバーセキュリティ環境が移転データのセキュリティに与える影響、受領者が提供するデータ保護のレベルが中国法の要件を満たしているかどうか
- 海外に移転されるデータの規模、範囲、種類及び機密性、並びに域外移転が行われている間又はその後の不正な改変、損害、損失、転用、不正アクセス、不正使用等のリスク
- データセキュリティと個人情報の権利利益が完全かつ効果的に保護されているかどうか
- データ輸出者と海外の受領者との間で締結される法的文書が、データセキュリティ保護に関する責任及び義務を適切に規定しているか
- 中国の法令や行政、省庁レベルの規制の遵守
- その他中央の CAC が必要と認める事項

これらの項目は、セキュリティ自己評価や法的文書で扱われる点と重複する項目もある。したがって、域外移転に関し備えるべき事項へ十分に対応するために、堅固で精巧なセキュリティ自己評価報告書と法的文書の準備が重要となる。特に、個人情報処理者は、セキュリティ自己評価報告書において、合法性（域外移転に関する同意の要件が遵守されているかどうか等を含む）、妥当性（関連するビジネス上のニーズや目的に対する域外移転の対象データの最小化や直接的関連性等）、必要性（域外移転を正当化するためのビジネス上の理由等）について慎重に検討し、堅固な分析を行っておく必要があると考えられる。

5. 域外移転セキュリティ評価結果の有効期間・要件違反の場合の措置

CACが発行した域外移転セキュリティ評価の結果の有効期間は2年間であり、評価結果の発行日からカウントされる。データ輸出者は、次のいずれかの場合、再度セキュリティ評価の申請を行う必要があるとされている。

- 移転の目的、方法、範囲若しくは種類、又は海外の受領者の処理の目的若しくは方法の変更が生じ、移転されたデータのセキュリティに影響を及ぼす可能性のある場合
- セキュリティ評価を経た際の想定 of 保存期間よりも長期間、中国国外で保存されることとなった場合
- 移転先の国のデータ保護法や政策若しくはサイバーセキュリティ環境の変更、不可抗力事由の発生、データ輸出者若しくは海外の受領者の支配権の変更、又は法的文書の変更の場合
- 移転されたデータのセキュリティに影響を及ぼす可能性のあるその他の状況がある場合

また、セキュリティ評価規則第14条は、データ輸出者に対し、域外移転をセキュリティ評価の結果の有効期間を超えて継続する必要がある場合、既存の域外移転セキュリティ評価結果の期間満了の60営業日前までに、新たな評価を申請する必要がある旨規定している。

セキュリティ評価規則では、データ輸出者がセキュリティ評価要件に適合しない域外移転活動を行っていることをCACが発見した場合、当該域外移転活動を終了するように移転者に通知することとされている。データ輸出者は、域外移転活動を再開するためにはその不遵守を是正し、CACによる域外移転セキュリティ評価を再申請する必要がある。また、セキュリティ評価規則に定める措置以外にも、CSL、DSL及びPIPLに基づく罰則の対象となることがありうる点にも留意が必要である。

6. セキュリティ評価規則の実施にあたり多国籍企業に推奨される対応

セキュリティ評価規則は2022年9月1日から施行されるものの、施行前に実施された域外移転活動であって、同規則の規定に遵守していないもの（すなわち、CACによるセキュリティ評価のプロセスの対象であるものの、同プロセスを経ていない域外移転活動）については、施行日から6か月間（2023年2月末日まで）の猶予期間が定められている。とはいえ、上述のセキュリティ評価のプロセスの所要期間を踏まえ、多国籍企業は、同規則の遵守のため速やかに確認を行う必要がある。

とりうる対応としては、次のような対応が考えられる。

- データマッピングとデータインベントリの実施
- 海外で処理され又は海外に提供される個人情報に係る個人の数の定量化

- 中国から移転されたデータを受領し、処理する中国国外に所在する受領者や関連するグローバル又は特定の地域における IT システム／アプリケーションを含む、データフローの特定
- 中国のローカルシステム又はデータベースソリューションが利用可能かどうか、又は配備する必要があるかどうかの検討

域外移転セキュリティ評価については、現時点では技術的・実務的な観点から明確性を欠く点も少なくない。CAC による明確化のための説明が期待されるところではあるものの、上記の項目を実施しておくことは、(a) 域外移転に関し中国版 SCC に依拠することができるか、又は域外移転セキュリティ評価の申請が必要となるかを評価及び決定する判断材料となり、(b) 中国版 SCC (域外移転セキュリティ評価による必要がない場合) 又は法的文書 (域外移転セキュリティ評価によるべき場合) の締結の準備に資すると考えられる。

中国版 SCC 及び SCC 規制案の概要

1. 中国版 SCC の適用対象及び使用条件

中国国外に中国に居住する個人の個人情報を移転する法的メカニズムとして、中国版 SCC の利用が可能な場合について、SCC 規制案は、特定の個人情報処理者又は中国に所在するデータ輸出者が、以下のすべての条件 (以下「**本条件案**」) を満たす場合と規定している。

- (1) 個人情報処理者が重要情報インフラ事業者 (CIIO) ではないこと
- (2) 個人情報処理者が、100 万人未満の個人情報を処理していること
- (3) 前暦年の 1 月 1 日から、個人情報処理者が、10 万人未満の個人の個人情報を外国に提供していること
- (4) 前暦年の 1 月 1 日から、個人情報処理者が、1 万人未満の個人のセンシティブ個人情報を海外に提供していること

したがって、個人情報処理者が、上記の本条件案のいずれかを満たさない場合、SCC を利用する資格がなく、PIPL 第 38 条に基づく他の移転メカニズムに依拠する必要がある。他の移転メカニズムとは、例えば、前項のセキュリティ評価の実施又は CAC 認証機関からの個人情報保護認証の取得がある。

SCC 規制案は、中国版 SCC を使用する基本的な条件及び量的な閾値を定めているが、本条件案の適用条件や解釈は必ずしも明確ではない。例えば、本条件案で定められる個人情報処理者により処理又は輸出される個人情報に関する 100 万人、10 万人、1 万人といった閾値が、どのように計算されるのか、すなわち、データの処理活動単位、製品ライン単位又は法人単位のいずれで計算されるのかといった点は、(文言上は法人単位であるように読めるものの) 必ずしも明確ではない。さらに、例えば、中国国外のグローバル企業が中国国内に複数のグループ子会社を有する場合で、当該各子会社のデー

タ処理数や本社へのデータ移転数は閾値を下回るが、中国国内のグループ子会社すべての処理数や移転数を合算すれば閾値を超えるような場合、当該グループに属する企業は SCC に基づく域外移転が可能なのかといった問題も存在する。この点については、仮に、各グループ子会社が、単独の個人情報処理者であると解釈できるのであれば、子会社ごとの処理数又は輸出数により判断されると思われる。

加えて、上記の量的な閾値については、セキュリティ評価規則上の量的な閾値と整合しているが、手続的な面でも、データの域外移転のために CAC により行われる必須のセキュリティ評価とどのように調和させるかが明確化される必要がある。特に、ビジネスの拡大等により、個人情報処理者が処理又は輸出する個人情報が閾値に達し、中国版 SCC を使用できる条件を満たさなくなった場合、個人情報処理者は、直ちに中国版 SCC をベースにしたデータ移転契約を解除し、セキュリティ評価が完了するまでデータの移転を停止しなければならないのかという点も疑問が残る。もし、この解釈がとられれば、個人情報処理者の業務に多大な影響が生じることは明らかである。このため、今後、SCC を使用できる条件を満たさなくなった場合に、他の法的根拠を満たすまでの猶予期間が設けられるのか否かについても、注視する必要がある。

他の実務的な点としては、SCC 規制案及び中国版の SCC は、中国国外へデータを移転する当事者（データ輸出者）を「個人情報処理者」と規定しているため、中国に所在する受託者（GDPR 上の「データ処理者」と類似する語）も、海外へのデータの移転のために、中国版の SCC を使用できるかという疑問も生じる。実際に、中国に所在するデータ輸出者が、データ管理者である海外の事業者から委託を受けて中国国内の個人のデータを収集し移転することもあり得る。仮に、中国の受託者が本条件案を満たしていたとしても、中国版 SCC に依拠することができないとすれば、規制の趣旨に反するように思われるが、この点も明確化が待たれるところである。

なお、中国版 SCC 第 1 条において、「海外の受領者」とは、個人情報処理者から個人情報を受領する中国国外に所在する団体又は個人とされている。このため、EU 版 SCC と異なり、「海外の受領者」という言葉を使用する際に、データ管理者とデータ処理者とは区別されていない。したがって、中国版 SCC では、EU 版 SCC のような複数のモジュールは用意されていない。

2. 中国版 SCC の構造及び主要な条項

SCC 規制案は、中国版 SCC に、以下の規定を組み込むことを規定している。

- (1) データ輸出者及び海外の受領者の基本的な情報（名称及び連絡先など）
- (2) 海外に移転される個人情報の目的、範囲、種類、センシティブ情報か否か、量、方法、保管期間、保管場所等（詳細は、中国版 SCC の Annex 1 に規定されている）

- (3) データ輸出者と海外の受領者の、個人情報の保護に関する各々の責任及び義務、個人情報の輸出から生じ得るセキュリティリスクを防ぐための技術的及び管理的措置（中国版 SCC 第 2 条及び第 3 条）
- (4) 標準契約の規定の遵守に対する、海外の受領者が所在する国又は地域の個人情報保護方針及び規則の影響（中国版 SCC 第 4 条）
- (5) データ主体の権利及び当該権利を保護するための方法（中国版 SCC 第 5 条）
- (6) 救済条項、解除条項、違反の場合の責任及び紛争解決等のその他の規定（中国版 SCC 第 6 条から 9 条）

中国版 SCC の Annex には、当事者が必要に応じて他の契約条項を補充することができる。もっとも、SCC 規制案においては、データ輸出者と海外の受領者の間で締結される個人情報の国外移転に関する契約は、中国版 SCC と矛盾してはならないと規定されており、また、中国版 SCC の第 9 条においては、当事者間で締結された他の契約と中国版 SCC の間に齟齬がある場合には、中国版 SCC が優先すると規定されている。したがって、当事者は、各々の役割や義務について、より詳しい条項を規定することは可能であるが、中国版 SCC の標準条項を上書きすることはできず、したがって当事者の裁量で補充できる内容には限界がある。

中国版 SCC におけるデータ輸出者の主要な義務は以下のとおりである。

- (1) 個人情報が適用のある法律に従って収集及び処理されることを確実にし、データの輸出に関してデータ最小化の原則を遵守すること
- (2) 中国の PIPL 上の通知及び同意に関する要件を遵守すること
- (3) データ主体に対して、中国版 SCC 上の第三者受益者としての権利を通知すること
- (4) 海外の受領者が中国版 SCC を確実に遵守するよう合理的な努力をすること、また、暗号化、匿名化、非識別化、アクセスコントロール等の、技術上及び管理上の措置をとる合理的な努力をすること
- (5) 海外受領者の要求に従って、関連する法律条項や技術上のスタンダードのコピーを提供すること
- (6) 当局からの質問に回答すること（海外の受領者が当該質問に回答することも可能であるが、回答義務を負うのはデータ輸出者である）
- (7) 適用のある法律に従って、データ保護影響評価を行うこと
- (8) データ主体の要求に従って、データ主体に中国版 SCC のコピーを提供すること（営業秘密の保護に必要な場合、黒塗りすることが可能）
- (9) 中国版 SCC の遵守に関して立証責任を負うこと
- (10) 中国版 SCC の遵守状況を証明するため、海外の受領者に関する書類又は監査報告を当局に提供すること

これに対して、中国版 SCC における海外の受領者の主要な義務は以下のとおりである。

- (1) 中国版 SCC に規定されている要件に従って個人情報を処理すること
- (2) データ主体の要求に従って、中国版 SCC のコピーをデータ主体に提供すること（営業秘密の保護に必要な場合、黒塗りすることが可能）
- (3) データの輸出に関してデータ最小化の原則を遵守すること
- (4) 個人情報を、処理の目的に必要な最小限の期間のみ保管すること、及び、別途同意がない限り、処理の目的が達成した後は、個人情報を削除又は匿名化すること
- (5) (i)効果的な技術上及び管理上の措置をとり、かつ(ii)組織内で適切な承認及びアクセスコントロール措置をとることで、個人情報のセキュリティを確保すること
- (6) データ漏えいの場合には、(i)速やかに是正措置をとり、かつ(ii)データ輸出者に通知し、法律に従って中国の当局に報告すること
- (7) 以下を含む一定の条件をすべて満たす場合を除いて、個人情報を中国国外に所在する第三者に再移転しないこと
 - a. 当該移転に真正なビジネス上の必要性が存在すること
 - b. PIPL 上の、他の個人情報処理者に個人情報を移転するための通知及び同意の条件が充足されること
 - c. 中国法上要求されている保護と同程度以上の個人情報保護のレベルを確保する書面による契約が当該第三者との間で締結されること
 - d. 当該書面による契約のコピーが、データ主体に提供されること
- (8) データ輸出者から個人情報の処理の委託を受けた場合、個人情報の処理を第三者に再委託する場合には、データ主体から事前の同意を取得すること
- (9) 自動的な意思決定に関して PIPL を遵守すること（透明性の確保、異なる取扱いの禁止など）
- (10) 中国版 SCC の遵守を証明するすべての必要な情報をデータ輸出者に提供することを保証すること（データ輸出者によるデータ及びファイルの監査を許可することを含む）
- (11) 個人情報の処理活動に関して最低 3 年間の記録を保存すること
- (12) 中国規制当局の監督に服することに同意すること（問い合わせへの回答、検査への協力を含む）

3. 届出義務及び DPIA

他の法域では珍しい要件として、中国版 SCC に関する規制案では、中国版 SCC に基づいて締結された個人情報の輸出に関する契約は、当該契約の効力発生日から 10 営業日以内に、CAC の地域事務所に届出られなければならないとされている。また、SCC 規制案においては、輸出される個人情報に関して主要な事項の変更があった場合など一定の場合には、データ移転契約をアップデートの上、再締結し、再度届出を行うことが推奨されている。

さらに、中国版 SCC の規制案は、締結済みの契約書と共に、個人情報の輸出に伴うデータ保護影響評価の報告書も併せて CAC に届け出ることを要求している。このため、原則として、個人情報処理者は、データ保護影響評価を、中国版 SCC をベースにした契約書の締結前に完了する必要がある、契約書に記載された情報と、評価報告書の内容とを整合させる必要がある。

この届出要件は、契約の有効性の要件ではなく、契約の効力が発生すれば、CAC への届出の完了前であっても、個人情報の輸出を行うことは可能である。もっとも、(i)個人情報処理者が CAC への届出義務を怠った場合や虚偽の資料又は情報を提出した場合、(ii)個人情報処理者が、自己が締結した中国版 SCC をベースにした契約書に違反し、データ主体の権利及び利益に害を生じさせる場合、又は(iii)データ主体の権利及び利益に悪影響を与えるその他の状況が存在する場合には、CAC は個人情報処理者に対して執行することができ、PIPL の関連する規定に従って是正措置をとるよう個人情報処理者に命令することができる。また、当該違反状態が是正されない場合には、CAC は、個人情報の輸出の停止を命じ、かつ PIPL に従って罰則を科すことができる。

4. GDPR 上の SCC ("EU 版 SCC") との簡単な比較

基本的に、中国版 SCC は EU 版 SCC と、実質的な要件及び義務（データ最小化の原則、保管制限、文書化及び監査、データ主体の権利の保護を含むが、これらに限らない）に関して、極めて類似している。また、第三者受益者の保護を認めている点、データ輸出者及び海外の受領者に、個人情報の域外移転前に海外法令が SCC の履行に与える影響の評価を求めている点も同様である。

もっとも、EU 版の SCC が 4 つのモジュールを設けているのに対して、中国版の SCC はモジュールが設けられていない点、EU 版の SCC は、当局の許可に基づき標準条項に一定の修正が認められているのに対して、中国版の SCC では、届出制度を利用することによりそのような修正が可能かといった点が明確ではないなどの差異が認められる。さらに、中国版 SCC は、準拠法が中国法とされているが、EU 版の SCC ではモジュールによってはより柔軟な準拠法の設定が可能である。

EU 版 SCC をもとにグループ企業間データ移転契約を締結しているグローバル企業は、自己の中国子会社による中国国外へのデータの移転について、中国版 SCC を利用することが可能か、定期的に確認する必要がある。さらに、中国版 SCC に依拠して域外移転を行う場合、既存のグループ企業間データ移転契約を補充するのでは足りず、域外移転について、中国版 SCC をベースにした別個の契約を締結する必要がある。このため、当該中国版 SCC をベースにしたデータ移転契約と、EU 版 SCC をもとにしたグループ企業間データ移転契約の整合性及び調和をどのように図るか検討する必要がある。

今後の動向

セキュリティ評価規則が、2022年9月1日に発効した。もっとも、直近で、CAC及び各地域事務所が地方ごとのガイドを発行したことから、現時点では、CACに対するセキュリティ評価を申請している企業は多くないように見受けられる。とはいえ、今後、CACに対して数多くのセキュリティ評価に関する申請が行われることが予想される。CACによるこれらの申請の処理について、最初の数か月間においてスムーズな処理が行われるかが注目されている。特に、上記に記載したとおり、現状解釈が明確ではない点も存在することから、中国に子会社やグループ会社が存在する場合、CACに対する域外移転セキュリティ評価の申請の前に、CACの実務をよく把握し、さらなるガイドラインや実務上の動向を見守り、セキュリティ自己評価や必要書類の作成の準備・更新をすることが推奨される。

中国版 SCC 及び SCC 規制案についても、数か月以内には最終化されると思われる。また、企業が要求事項を理解し、中国版 SCC を利用することが可能かを評価し、データ保護影響評価の実施や契約の締結を行うため、セキュリティ評価規則に規定されているのと同様の猶予期間が設けられる可能性もある。もっとも、現時点で、上記の最終版発効後に猶予期間が設けられるか、設けられるとしてどの程度の期間になるかは明らかではないため、中国に子会社やグループ会社を有する企業は、事前に自らが中国版 SCC を利用できるか否かについて確認し、グループ企業間のデータ移転契約の見直しを行うことが推奨される。

なお、本アラートは、弊所上海オフィス作成のアラートを基に要約・作成されています。上海オフィス作成のアラート原文（英文）については、こちら（セキュリティ評価規則：[リンク](#)、中国版 SCC：[リンク](#)）からご覧いただけます。